

「林業技能測定試験」試験実施要領

令和6年10月

農林水産省林野庁林政部経営課

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、林業分野の特定技能1号に係る技能試験（以下「林業技能測定試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり「林業技能測定試験」試験実施要領を定める。

1 試験概要

（1）試験言語

日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）とする。

（2）実施主体

農林水産省が選定した機関（以下「技能試験実施機関」という。）とする。

（3）実施方法

① 学科試験及び実技試験によって行う。

② 学科試験は、コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式（注）又は、ペーパーテスト方式により試験を行う。

（注）テストセンターでコンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者は、ブースで、コンピュータの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

③ 実技試験は、林業分野における作業試験により、業務上必要となる技能水準に達しているか否かを判断する。

（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

国内及び国外で実施する。なお、実施回数、実施時期及び実施場所については、林野庁と技能試験実施機関が協議の上決定する。

（5）受験資格者

試験を受験できる者は、試験日において、満18歳以上である者とする。また、国内で試験を受験する者にあつては、在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。

なお、試験方針によれば、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではないとのことであり、その旨を技能試験実施機関及び技能試験実施機関が試験実施を委託した者（以下、「技能試験実施機関等」という。）は試験案内

において周知することとする。

(6) 試験実施時の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

(7) 受験者の募集

技能試験実施機関等は、国内及び国外試験実施国において、募集期間を定めて、受験者を募集し、試験実施の周知を図るものとする。なお、受験者の募集に当たっては、適切かつ円滑に運営できる者に委託することを妨げない。

(8) 受験の申請等

① 受験希望者は(7)の募集期間内に技能試験実施機関等にメールで受験申請を行う。

受験申請の際に必要な情報は、次に掲げるものとする。なお、受験会場の収容人数を超えた受験申請があった場合には、(7)の募集期間内であっても受験申請の受付を終了することができることとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 国籍

(オ) 連絡用メールアドレス

(カ) 受験会場

(キ) その他技能試験実施機関が必要と認める事項

② 国内受験希望者は、上記①に加え、在留カードを所持している場合は在留カードの写し、在留カードを所持していない場合はパスポートの写しを申請時に添付する。また、受験申請完了後、技能試験実施機関が募集要項において定めた方法で受験料を前払いする。入金を確認できた時点で受験受付が成立する。

なお、入金後の申請内容の変更やキャンセルはいかなる理由があった場合でも受け付けず、次に定める場合を除き、受験料は返却しない。

A) 技能試験実施機関等の責めに帰す理由がある場合

B) 技能試験実施機関等が認めた場合

C) 自然災害等により、試験が実施できないと試験監督者が判断した場合（代替の試験が実施された場合を除く）

③ 国外受験希望者は、上記①に加え、母国政府が発行する公的身分証明書番号を登録する。また、受験申請完了後、技能試験実施機関が募集要項において定めた方法で受験料を前払いする。入金を確認できた時点で受験受付が成立する。なお、上記②と同様に入金後の申請内容の変更やキャンセルは受け付けず、上記②のA) からC) に定める場合を除き、受験料は返却しない。

④ 受験者には、申請時に登録した連絡用メールアドレスへ試験日時、受験会場、受験番号、受験者名等を記載した受験票を送付するものとする。

⑤ 受験者は、受験票を印刷し受験当日持参するものとする。

⑥ 受験者は、受験会場での受付時等に、印刷した受験票、氏名及び受験者本人と識別できる顔写真付きの公的身分証明書(国内受験者は在留カード又はパスポート)を提示し、

本人であることの確認を受ける。

(9) 受験料

技能試験実施機関は林野庁と協議の上、試験実施に係る費用、試験実施国の所得・物価水準、他国が行う類似の試験の試験料等を勘案して決定し、募集要項において定めるものとする。

(10) 合否の通知方法

技能試験実施機関等はウェブサイトで試験実施場所、受験者数及び合格者数を公表するとともに、合格者番号を試験実施後1か月以内に掲載し、受験者本人が合否結果を確認することとする。また、技能試験実施機関等は、合格者に対し、試験実施後1か月以内に合格通知書を電子媒体で送付する。

2 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験問題は、技能試験実施機関が試験策定検討会を設置し、森林教育ないし林業技術等を専門とする林業分野に関する学識経験者の協力・助言を受け作成する。

(2) 試験実施体制

技能試験実施機関は、試験問題を用いて林業技能測定試験を実施する。なお、試験の実施に当たっては、適切かつ円滑に運営できる者に業務の一部を委託することを妨げない。

(3) 試験の適切な運用をフォローする体制

林野庁は、技能試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

また、林野庁は、技能試験実施機関等が法令、本実施要領若しくは上記指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。

3 試験水準

林業技能測定試験の試験水準は、林業職種の技能検定3級の水準と同程度の水準とし、林業について基本的な知識・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、育林や素材生産等の作業に即戦力として従事するために必要な能力を問うものとする。

なお、技能試験実施機関は、2(1)の試験問題案の作成に当たり可能な限り試行的な試験を行い、その結果、当該試験が求められる技能・日本語能力水準を適切に測定するものとなっていないと判明した場合は、試験問題の修正等の必要な対応を行う。

4 試験科目

試験は、学科試験及び実技試験から構成する。

試験科目は林業分野における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる又は自らの判断により遂行できることを確認するものとし、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、林業分野における作業の遂行に必要な正しい判断力及び作業に関する知識の有無についても評価できるものとする。

(1) 学科試験

学科試験では、林業全般及び安全衛生に係る知識及び業務上必要となる日本語能力を測定する。なお、試験は原則として真偽式とし、試験時間や問題数については以下のとおりとする。

試験時間：30 分

問題数：30 問

(2) 実技試験

実技試験では、業務上必要となる技能水準を確認する。林業職種の技能検定 3 級の水準と同等となるように技能試験実施機関が定める材料を用い、技能試験実施機関の指示に従いチェーンソーに関する所定の作業を行う。

なお、出題範囲については、技能検定 3 級と同様とし、試験時間や出題数については、試験ごとに異なるため、試験案内において予め明らかにすることとする。

5 合否の基準

次の要件のいずれも満たした者を合格とする。

ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、技能試験実施機関は、試験実施前に林野庁に報告するものとする。

(1) 学科試験の得点が 6 割 5 分以上である者

(2) 実技試験の得点が 6 割以上である者

6 試験の不正防止策

(1) 技能試験実施機関等は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。

試験監督者は常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験監督者の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、受験票を回収してその受験者を退場させることとする。なお、試験監督者は、適切な措置を講じた後、速やかに技能試験実施機関等に報告する。

また、試験の実施に当たっては、パスポート、在留カード等の写真付き本人確認書類により本人であることを確認するなど、替え玉受験等の不正受験を防止するための措置を講じることとし、本人確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。

(2) 技能試験実施機関は、不正の手段によって林業技能測定試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は 5 年以内の期間を定めて林業技能測定試験を受けることができないものとすることができる。

(3) 技能試験実施機関等は、試験問題の流出を防ぐため、その管理の徹底を図ることとする。

7 試験結果の公表方法

(1) 技能試験実施機関は、毎年度末に、受験者数および合格者数、受験者の受験番号・氏名・生年月日・国籍・住所及び試験の成績を記載した合格者名簿を林野庁に提出する。また、試験実施場所、受験者数及び合格者数については、ウェブサイト公表する。個人の合否については受験番号でのみ公表する。

(2) 技能試験実施機関は、各事業年度終了後、林野庁に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出するとともに、林野庁は試験方針5（1）に基づき遅滞なく法務省に当該試験実施状況報告書を提出し、確認を受けた後、ウェブサイトで公表する。

8 その他必要事項

(1) 書類の保存

技能試験実施機関は、7（1）の合格者名簿を作成し、保存する。

書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案（採点結果を含む）は同2年、合格者名簿は同10年とする。

(2) 合格の取り消し

受験者が合格通知書を取得後に以下の不正行為が判明した時は、技能試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、遅滞なく当該不正行為を行った者の受験番号、受験日、受験会場、試験名をウェブサイトで公表する。

- ① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③ その他受験に関して不正行為があったとき

(3) 合格通知書の有効期限

合格通知書の有効期限は、受験日から10年とする。

(4) 合格通知書の再取得等

合格通知書の再取得は合格通知書の有効期間内に受験者本人が、技能試験実施機関等が指定するメールアドレスに申し出た場合に限り行う。

(5) 秘密保持事務等

技能試験実施機関等の関係者は、林業技能測定試験及び試行的な試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。

(6) 個人情報の保護

技能試験実施機関等の関係者は、林業技能測定試験及び試行的な試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。

(7) その他

本実施要領は、試験実施の状況等を踏まえつつ、適宜見直しを行う。